ウ．給湯設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用のための措置を実施すること。

(ｱ)～(ｳ)　［略］

エ．　［略］

(3)　［略］

(4)　熱の動力等への変換の合理化

（４－１）　発電専用設備

①～③　［略］

④　発電専用設備の新設に当たっての措置

ア．　［略］

イ．発電専用設備を新設する場合には、国内の火力発電専用設備の平均的な受電端発電効率と比較し、年間で著しくこれを下回らないものとすること。この際、別表第５に掲げる電力供給業に使用する発電専用設備を新設する場合には、別表第２の２に掲げる発電効率以上のものとすること。

（４－２）　［略］

(5)　放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止

（５－１）　放射、伝導等による熱の損失の防止

①～③　［略］

④　熱利用設備の新設に当たっての措置

ア．　［略］

イ．　［略］

ウ．熱利用設備を新設する場合には、熱媒体を輸送する配管の経路の合理化、熱源設備の分散化等により、放熱面積を低減すること。

（５－２）　［略］

(6)　電気の動力、熱等への変換の合理化

（６－１）　電動力応用設備、電気加熱設備等

①～③　［略］

イ．給湯設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、建築物判断基準中、給湯に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用のための措置を実施すること。

(ｱ)～(ｳ)　［略］

ウ．　［略］

(3)　［略］

(4)　熱の動力等への変換の合理化

（４－１）　発電専用設備

①～③　［略］

④　発電専用設備の新設に当たっての措置

ア．　［略］

イ．発電専用設備を新設する場合には、国内の火力発電専用設備の平均的な受電端発電効率と比較し、年間で著しくこれを下回らないものとすること。この際、別表第６に掲げる電力供給業に使用する発電専用設備を新設する場合には、別表第２の２に掲げる発電効率以上のものとすること。

（４－２）　［略］

(5)　放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止

（５－１）　放射、伝導等による熱の損失の防止

①～③　［略］

④　熱利用設備の新設に当たっての措置

ア．　［略］

イ．　［略］

ウ．熱利用設備を新設する場合には、熱媒体を輸送する配管の径路の合理化、熱源設備の分散化等により、放熱面積を低減すること。

（５－２）　［略］

(6)　電気の動力、熱等への変換の合理化

（６－１）　電動力応用設備、電気加熱設備等

①～③　［略］